

# 患畜処理手当等交付金

【1,064(1,064)百万円】

## 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病のまん延防止を図ります。

### <背景／課題>

- ・近年の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染病の防疫体制の強化を図っています。
- ・本年2月に愛知県において本病が発生した際にも、的確なまん延防止措置により、早期に清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、近隣諸国を含め、依然として世界各地で本病が発生していることから、渡り鳥を介した本病の再侵入が危惧されています。
- ・また、本病以外にも、口蹄疫、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病の侵入に備える必要があり、引き続き家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

## 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患のまん延防止

### <内容>

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

2. 事業実施主体・交付先 個人

3. 負担（交付）率 10/10, 1/2（法律補助）

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直通））]

## 家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
<b>1 法第58条関係</b> <b>(へい殺畜等棄却手当交付金)</b> 動物又は物品の所有者に対する 手当金の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却埋却物品に対する手当金（腐蛆病等）	評価額の1/3 評価額の4/5 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5	個人 (所有者)
<b>2 法第59条関係</b> <b>(へい殺畜等焼却埋却費交付金)</b> (1) 法第21条第1項 (死体の焼却等) (2) 法第23条第1項 (汚染物品の焼却等) に要した費用の所有者に対す 交付	家畜の死体又は物品の焼却又は埋却に要した費用 (焼却・埋却費交付金)	1/2	個人 (所有者)
<b>3 法第60条関係</b> <b>(家畜伝染病予防費負担金)</b> 知事又は家畜防疫員が法を執行 するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (7) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (8) 農林水産大臣の指定する焼却埋却費 (9) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加の助成費	10/10(寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10(寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2	都道府県